

シンポジウム「あなたの職場は安全ですか？—ハラスメントのない社会へ」

両性の平等に関する委員会副委員長 岸 松江 (58 期)

2013年3月16日、弁護士会館において、シンポジウム「あなたの職場は安全ですか？—ハラスメントのない社会へ」を開催した。

1 急増するハラスメント

2012年12月に発表された厚生労働省委託の調査では、職場でパワハラを受けたと回答した人は4人に1人、また、総合労働相談コーナーに寄せられたパワハラに関する相談は、2011年度には4万6000件で2002年度の約7倍と急増している。こうしたなか、厚生労働省では2011年7月にいじめ問題に関する円卓会議が設置され、2012年3月「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を発表した。

一方、労働局雇用均等室に寄せられる相談の半数がセクハラに関するもので、報道によれば、2012年度の主要10局のセクハラに関する申請受理件数が3年前に比べ約4割増加するなど、職場のハラスメント（セクハラ、パワハラ）相談は急増傾向にあり問題は深刻である。

こうした状況を踏まえ、当委員会ではセクハラとパワハラの発生する原因を探り、その予防・解決を示すためのシンポジウムを企画・開催した。

2 シンポジウムの内容

基調報告では、セクハラ・パワハラの定義や具体例を報告した。そのうえで、厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」による「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」が指摘している、パワハラをなくすべきであるとのトップのメッセージや職場のルール

作り、実態把握や研修・周知、相談窓口の設置などによる予防・解決策を紹介したうえで、法整備の現状と裁判例について言及した。

(1) セクハラ被害者の報告

その後、「銀蔵セクハラ事件」の原告である女性被害者が特別報告を行った。同事件は、大学卒業前に内定を得た会社で卒業前から勤務することとなった原告が、会社社長と店長から同時期に性的関係を強要された事件であり、1審裁判所は、性行為に合意があったとして原告の請求を棄却したが、控訴審は社長と被告会社の責任を認めたものである。

報告した原告は、会社から紹介されて借りたマンションの一室に突然社長の訪問を受け、新入社員という立場で断ることもできず性行為を強要された。このときの恐怖心や逃げ出すこともできなかった状況、その後職場では何事もなかったように働き、加害者らの要求に従うことしかできなかった被害者としての心情を語った。原告は、銀蔵を退職後、うつ病と外傷後ストレス障害と診断され転職先を休職せざるを得なくなるなど、現在も被害に苦しんでいる実情等を報告した。

(2) パネルディスカッション

ア セクハラ背景にある男女差別

パネルディスカッションでは、まず、ウィメンズプラザ京都の心理カウンセラーの井上摩耶子氏がフェミニストカウンセリングの立場から報告した。井上氏は、女性のクライアントに見られる自己尊重感の低さや非力感は、男性中心社会における社会的文化的要因にあること、男女間における暴力に関する調査によれば、加害者は「よく知っている人」61.9%であり、「被害について誰にも相談できなかった」被害者が67.9%という実情を指摘しながら、

加害者側の巧妙な支配や恐怖心などセクハラ被害が継続してしまう被害者の心理と行動について報告した。

イ 被害の実情と解決法

次に、多数のパワハラ相談にのり「それパワハラです」(光文社新書)などの著書がある笹山尚人弁護士(第二東京弁護士会)が、相談のあった職場パワハラの具体例を示しながら、証拠方法や裁判所の判断基準など解決法について報告した。パワハラとセクハラの共通点として、両者とも人格権侵害であり、被害が重度の精神疾患に至ることも多く甚大でありながら相談しにくいこと、証拠収集が困難であることなどを指摘した。

ウ 諸外国での立法事例とジェンダー視点から見た職場いじめ

独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員である内藤忍氏は、ヨーロッパなど諸外国でも職場いじめが起こっており、EUや西欧各国で制定されている雇用環境法や事業主の予防措置義務を明記した法律などを紹介した。また、日本の職場いじめの実態をジェンダーの視点から分析し、被害者となるのは女性が多いこと、女性からの被害申請をみるとシングルマザーであるとか離婚歴があるなど家庭事情がいじめの背景にうかがわれるのに対し、男性被害者にはそのような傾向は見られなかったことなどを指摘し、職場いじめを差別禁止法として法規制する可能性を指摘した。

エ 解決法について

その後、パネラーらが、会場からの質問に答えたのちまとめ発言として、

「パワハラ相談のある職場に共通しているのは、残業が多く、コミュニケーションが少ない、失敗が許されない職場。いじめの背景には差別もある。いじめが企業にとっても損失が大きいことを理解してもらい予防・解決のための問題の取り組みを促すことが大切。」(内藤氏)

「セクハラ背景にある女性差別をなくすこと、差別は、女性だけではなく男性問題であり、ともに男性中心社会を変える性別役割分業意識などの意識改革の必要がある。」(井上氏)

「ハラスメントの背景には新自由主義経済下の弱肉強食社会での個人を尊重しない風潮がある。ハラスメントは憲法13条の問題だけでなく、25条の問題としてとらえ、予防の措置を国に対し請求する権利としてとらえるべき。労働者間の絆を取り戻すための労働組合の役割も大きい。」(笹山氏)と発言した。

最後に、中川明子当委員会副委員長が「セクハラについては均等法に法規制があるが、パワハラにはなく今後の法規制が課題となる。裁判官がハラスメント被害者の心情を理解していない場合もあり、弁護士としても被害者支援に尽力したい。」とまとめ発言を行った。

シンポジウム「いじめの問題とその背景を考える」

子どもの人権と少年法に関する特別委員会研修員 西山 寛 (65期)

2013年3月23日、シンポジウム「いじめの問題とその背景を考える」が開催された。当日は200名近くの方が来場し、いじめ問題への関心の高さがうかがわれた。

1 基調講演

- (1) シンポジウム前半は、筑波大学の土井隆義教授により『つながり過剰症候群の時代～コミュニケーション過剰社会の病理～』と題する基調講演が行われた。

News & Topics

- (2) 土井教授からは、現在の学校は従来の管理主義が自由化されたことで、人間関係の自由化が進んでいること。そして、人間関係の自由化が進むことで、満足に人間関係を築くことができれば、人間としての魅力が無いと判断されてしまうという、現代の子どもを取り巻く環境が紹介された。
- (3) また、現代のいじめの構造については、「クラス」という物理的な制度が存在する中で、人間関係が自由化し、クラス内にいくつかのグループが形成されるが、固定化されたグループ内でいじめが発生し、ある時期はいじめられる側である者が、ある時期にはいじめる側にまわるという、加害者と被害者の流動化が指摘された。
- (4) そして、今日のいじめ問題の根底には、子どもたちの過剰な孤立感や、良好な人間関係を維持しなければならないという強迫観念があり、外部へと開かれたつながりを構築していくことが、いじめ問題の解決のために学校現場に求められているとの提言がなされた。

2 パネルディスカッション

- (1) シンポジウム後半は、土井教授、中学校教諭の宮下聡先生、三坂彰彦委員をパネリスト、角南和子委員をコーディネーターとして、『いじめの背景にある教育の現状と子どもを取り巻く環境』をテーマにパネルディスカッションが行われた。
- (2) 現役の中学校教諭である宮下先生からは、隠語によるいじめやインターネットの裏サイトへの書き込み等、現代のいじめの方法が進化している点が指摘された。例えば、「ラン、ラン、ルー」という言葉が「死ね、死ね、消えろ」の意味であったり、「デブ」という言葉を「D」と言い換

えたりするケースがあるという。

また、三坂委員からは、子どもの人権110番にくる相談内容として、被害者側からの相談だけでなく、加害者側からの相談が増加しているという最近の傾向が報告された。

- (3) 学校のいじめ問題への対応が不十分である理由としては、宮下先生から、教員の事務仕事が増加することで、子どもと向き合う時間や、教師間で情報共有する時間がとりにくくなっていることに加えて、ベテランと若手が相談しながら問題を解決していくという環境が少なくなりつつある教育現場の現状についての指摘がなされた。

三坂委員からは、CRC（国連・子ども権利委員会）第三回総括所見の紹介がなされ、過度の競争的な教育や子どもの権利に対する意識の低い教員の存在が指摘された。

- (4) 宮下先生からいじめを克服した具体的な実践例が報告され、①いじめは絶対に許さないというスタンスを示すこと②被害者の心と身体を守ること③加害者のいじめをする理由を探索すること④いじめを許さないクラスをつくること、という宮下先生のいじめ克服のための四つの方針が紹介された。
- (5) そして、いじめを深刻化させないための解決方法として、学校条例・いじめ条例の制定や第三者機関として弁護士がオンブズマンとして関与すること等について、パネリストによって議論された。

パネルディスカッションの最後に宮下先生がおっしゃった「子どもは本質的にいじめを許さないし、子どもは潜在的な能力としていじめを解決する力を持っている」という言葉が強く心に残った。